

鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第23号

鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年鳥取市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。